急速充電設備に関する火災予防条例の改正について

電気自動車等に充電するための設備は、その全出力が20キロワットを超え50キロワット以下のものを「急速充電設備」として、西諸広域行政事務組合火災予防条例第11条の2で規制していましたが、近年の電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い急速充電設備の大出力化が予想されるため、規制対象を全出力200キロワットまで拡大するとともに、火災予防上必要な安全対策等の規定の追加などの改正を行いました。

○主な改正内容は次のとおりです。

（1） 全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大しました。

（2） 出力の上限を拡大したことに伴う、火災予防上必要な措置を追加しました。

（3） 50キロワットを超える急速充電設備については、設置する場所を管轄する消防署（分遣所）への届出義務を設けました。

○施行日 **令和3年4月1日**

※施行日までに既に設置または工事がされている急速充電設備については、今回の改正による規制は適用されません。

○届け出について

50キロワットを超える急速充電設備は届出が必要となりますので、必要書類を添付し、**設置する場所を管轄する消防署（分遣所）**に届け出てください。

設置場所	署　所	所在地	電話番号
小林市	中央消防署	小林市真方493番地	0984-23-2013
小林市野尻町	野尻分遣所	小林市野尻町東麓1147番地1	0984-44-1222
小林市須木	須木分遣所	小林市須木中原1696番地16	0984-48-2075
えびの市	えびの消防署	えびの市大字大明司863番地1	0984-33-6119
高原町	高原分遣所	高原町大字西麓174番地	0984-42-1373

ご不明な点は、消防本部予防課（0984-23-5537）へご相談ください。